

2・3 油汚染事故および海上災害

2・3・1 海上災害防止センターの運営

1. 経緯

1973年の海洋汚染防止法の一部改正および1976年に公布された「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」)に基づき、150G/T以上の特定油タンカーは、油防除資機材(油回収船／オイルフェンス等)の備付が義務付けられている。

1976年に認可法人として設立され2003年に独立行政法人に移行した「海上災害防止センター」(以下「センター」)は、タンカー所有者に代わり防除資機材の備付を行う機材業務を含む、海防法に基づく海上防災業務を実施してきた。また、2006年6月の海防法一部改正により、2008年4月から、特定油以外の油および有害液体物質(HNS)をばら積みで輸送する150G/T以上のタンカーを対象に、HNS防除資機材・要員の配備が義務付けられたことを受け、HNSタンカー所有者に代わり同義務を遂行するとともに、特定海域における事故発生時に緊急措置を実施する新たなサービスの提供がセンターの業務に加えられている。

その後、2013年10月の海防法一部改正により、センターの業務および資産は指定海上防災機関としての同名の一般財団法人へ継承された。当協会は、センターの設立時より、センターが実施する海上防災業務の財政基盤の強化を図るために「防災基金」への出資を行ってきたが、2014年1月、当初想定された中規模の事故に対応可能な基金の組成はできない見通しとなったことから、新法人への基金出資は見送ることとした。一方で当協会は、センターが一般財団法人に移管した後も、センターの機材業務の運営を行う「機材専門委員会」や、センターの事業内容等の検討の場として関係業界とセンターの間で1998年6月に設置した「運営検討委員会」に参画し、効率的かつ透明性の高い海上防災体制の構築を図るべく、引き続きユーザーとしてセンターの事業運営に関して意見反映に努めてきた。

2. 海上災害防止センターの組織・業務の合理化

上記のとおり、センターは、機材業務においては、特定油資機材の備付サービスを行う一方、防災業務においては、HNS資機材・要員の配備に加え、特定海域における事故発生時の緊急措置サービスの提供を行ってきた。このような状況下、2017年3月、センターから当協会に対し、機材業務を所掌する機材部と防災業務を所掌する防災部の組織・業務の融合・合理化を行うことによって、特定油タンカーに対しても特定海域における緊急措置サービスを提供できることや、特定油・HNS資機材の有効活用および効率化が図れるほか、特定油証明書料金を30%引下げる(2014年度水準)が可能となる旨提案があった。これに対し当協会は、将来に亘り、資機材等証明書の発行手数料が適正水準に維持されることや、センター運営の透明性・効率性を確保するための施策が講じられることを前提に、センター提案の検討を進めて貰うこととした。

その後、センターは、2017年5月の運営検討委員会、および7月の機材専門委員会と「排出油等防除専門委員会(防災業務に係る事項を審議する委員会)」の合同会議において、関係者への説明・了承を経た上、10月1日付で組織を見直し、機材部と防災部を統合して、海上防災業務を一体的に所掌する「業務部」を新たに設置した。この組織合理化を受け、同日付で、特定油タンカー向けの緊急措置サービスの提供を開始するとともに、特定油証明書料金を当

面3年の間、2014年度水準まで引き下げることとした。また、機材専門委員会と排出油等防除専門委員会を統合して、「海上防災等専門委員会」を発足し、今後、特定油およびHNSに係る証明書料金を含む事項は、同委員会で審議されることとなった。一方、運営検討委員会は、センターの運営に関する透明性を確保すべく、毎年7月頃定期的に行うこととなった。